

福岡市科学館 ファンクラブ 規約

(利用登録メンバー規約)

第1条 本規約は、株式会社 福岡サイエンス&クリエイティブの運営に係る福岡市科学館の利用に関し、その登録利用者が会員向けサービスを利用する際に適用されます。

(定義)

第2条 本規約において次の用語は次の意味を指します。

- ・本施設：指定管理者が運営する福岡市科学館をいいます。
- ・指定管理者：株式会社福岡サイエンス&クリエイティブを指します。
- ・Webツール：本施設の運営に係るポータルサイト（以下「本サイト」といいます。URL：<http://www.fukuokacity-kagakukan.jp>）のうち、閲覧、投稿、投画、書込み等利用が会員のみ限定されたファンクラブ専用サイトや、ファンクラブのための利用システムの総称をいいます。
- ・会員：本施設及び本サイトにおいて第5条に定めるサービスを受けるために、所定手続きに基づき登録を行い、指定管理者に本施設及び本サイトの会員として認められた者をいいます。

(会員)

第3条 会員は、以下に定める指定管理者所定の手続きに従い会員登録を行うものとします。

- ・館内で発行している指定のICカード、もしくは指定の交通系ICカードを保持していること。
- ・会員登録に際しては、館内に設置してある専用デバイスにおいて事前の登録を行うこと。
- ・事前登録後に本サイトにおいて、氏名・住所等本人の情報の登録を行うこと。

2 会員は、前項の事前登録を行った時点で本施設及び本サイトの会員として正式に登録（以下「本登録」といいます。）され、第5条のサービスをうけることができます。

3 会員は、ファンクラブ仮会員登録規約をお読みいただき、「同意する」ボタンを押下した時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなされます。

4 会員は、会員登録において虚偽の内容を登録しないものとし、また、その会員登録内容に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに登録内容を変更するものとします。

5 前項にもかかわらず故意または過失に基づき、会員が、虚偽の内容を登録した場合または内容変更を怠り、会員に不都合が生じた場合は、指定管理者はその責任を負わないものとします。

(規約の変更)

第4条 指定管理者は、福岡市と協議のうえ本規約を変更することがあります。その場合には、変更後の規約を優先的に適用することとし、変更に伴う会員または他の者が被った損害について指定管理者は一切責任を負わないものとします。変更後の規約については、本サイトで掲示を開始した時点より、効力を生じるものとします。

2 会員は、指定管理者の運営に係るWebツール上に明示された規約を承諾しているものとみなされます。

(サービス)

第5条 会員は、本施設及び本サイトにおいて、以下に記載する指定管理者所定のサービスを利用することができます。

- ・本サイト上のWebツールの利用。

- ・来館時、講座受講時の履歴データの保持。
- ・来館時、講座受講時のポイントの付与。
- ・所定合算ポイント数に応じた特典の付与。
- ・その他指定管理者が適宜実施するサービス。

2 会員は、最終ご利用日（来館ポイント登録・講座受講時のポイント登録）から5年間利用がない場合、当該サービスに係るWebツールの利用権限、ならびに当該会員がそれまでに取得した履歴データやポイント等は指定管理者により削除されます。

（サービス内容の変更等）

第6条 指定管理者は、福岡市と協議のうえ本施設及び本サイトにおけるサービス内容を任意に変更することがあります。

（会員登録費用）

第7条

会員登録は基本無料としますが、館内で発行している指定の会員カードの発行時にのみ発行手数料が発生するものとします。

（会員カード種別）

第8条

会員カードとして利用できるICカードの種別は次のとおりとします。

- ・館内で発行手数料500円で発行した指定の会員カード
- ・はやかけんをはじめとする交通系ICカード

（登録）

第9条 会員登録にあたっては、利用者本人が、館内に設置されている専用の機器を使い、会員登録用カードで仮登録を行います。仮登録後、本登録用のフォームへアクセスし、必要事項を記入するものとします。

（登録事項の変更）

第10条 会員登録用ICカードの利用者は、住所、氏名、電話番号等、本登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに会員サイトから会員情報変更を行うものとします。

（カードの紛失・盗難）

第11条 カードの紛失、または盗難にあった場合の利用者の損害について、指定管理者は一切の責任を負いません。また当該事由等によるカードの再発行はございません。

2 会員本人から紛失の申請があった場合には、指定管理者は速やかに保有する当該会員の個人情報を削除します。

（禁止事項）

第12条

会員は、以下の行為を行わないものとします。なお、以下いずれかの事項に該当する行為があった場合、指定管理者は、

自らの判断で当該行為を中止させ、会員権限の停止、削除、アクセス制限等必要な措置をとることができるものとします。

- ・不正行為を目的として、複数のカードで会員登録する行為。
- ・登録者自身および他者の当該カードおよび本サイトWebツールを不正に使用する行為。
- ・他の者になりすまして当該カード及び本サイトWebツールを利用する行為。
- ・他の者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ・不正に他の会員の個人情報を収集する、またはしようとする行為。
- ・他人を誹謗、中傷、脅迫する行為。
- ・アクセス可能な指定管理者または他の者の情報を改ざん、消去する行為。
- ・有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他の者が受信可能な状態におく行為。
- ・他の者に対し、営利・非営利を問わず、無断で広告、宣伝、勧誘その他の電子メールを送信する等の行為。
- ・他の者の設備または本施設の設備（指定管理者が用意する通信設備、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）。
- ・反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為。
- ・上記各項の他、法令、本規約または公序良俗に違反する行為、本施設若しくはWebツールの運営趣旨を逸脱若しくは秩序を乱し、またはこれらの運営を妨害するような行為、指定管理者の信用を毀損し、または指定管理者の財産を侵害する行為、あるいは他の者もしくは指定管理者に不利益を与える行為。

（会員カード等管理）

第13条 会員は、会員登録に際し付与された会員カード、会員IDおよびパスワード（以下「会員カード等」という）を、他の者に使用させず、他の者と共有あるいは他の者に許諾しないとともに、これらの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2 指定管理者は、会員カード等が他の者に使用されたことによって当該会員が被った損害については、故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。会員は、自己の設定したパスワード等を失念した場合は直ちに指定管理者に申し出るものとし、指定管理者の指示に従うものとします。また、当該会員カード等によりなされた本施設及びWebツールの利用は会員によりなされたものとし、指定管理者はこれに関わる一切の責任から免責されるものとします。

3 会員は、自らの会員カード等が第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに指定管理者に連絡するものとします。

（本施設及びWebツールの中断又は中止）

第14条 指定管理者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、本施設またはWebツールのサービスを中断、中止またはアクセス制限することがあります。

- ・本施設の設備等の保守を定期にまたは緊急に行う場合。
- ・火災、停電等により、本施設またはWebツールの提供ができなくなった場合。
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災により、本施設またはWebツールの提供ができなくなった場合。
- ・戦争、動乱、暴動、騒乱等により本施設またはWebツールの提供ができなくなった場合。
- ・運用上または技術上の理由により、指定管理者が本施設またはWebツールの中断、中止またはアクセス制限を要すると判断した場合。

2 指定管理者は、前項のいずれか、またはその他の事由により本施設またはWebツールの提供の遅延または中断が発生したとしても、これに起因する会員または他の者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

3 運用上または技術上の理由により、来館ポイント登録や講座受講時のポイント登録を受けられない場合があります。これに起因する後日のポイント登録等は原則行わないものとします。

(著作権、商標等の私的利用制限)

第15条 会員カード及びWebツールで利用・閲覧できるイラスト、データ、情報、文章、発言、ソフトウェア等一切の著作物に関する著作権は、指定管理者に帰属するものです。会員は、これらを著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて利用することはできません。

(データのバックアップ等)

第16条 会員が指定管理者の管理するサーバーに保存している来館時、講座受講時の履歴データについて、指定管理者はバックアップの義務を負わないものとします。なお、指定管理者は、本サイトまたはWebツールの保守や改良等の必要が生じた場合には、会員が指定管理者の管理するサーバーに保存しているデータを、当該保守・改良等に必要範囲で複製等することができるものとします。

(お知らせの掲載)

第17条 指定管理者は、Webツールにお知らせ情報を掲載することができるものとします。

(通知)

第18条 指定管理者から会員に対する連絡事項の通知は、当該通知が本施設及び本サイトに掲示されたことをもって、会員に通知されたものとみなされます。

(個人情報)

第19条 指定管理者は、本施設及び本サイトの運営に際して知り得る会員の個人情報を厳重に取り扱うものとします。また会員は、指定管理者が会員の個人情報を整理・集計のうえ、特定の個人が識別できないよう数値化した統計情報として利用することに同意するものとします。

2 会員は、本施設が福岡市と指定管理者との間で締結された「福岡市科学館特定事業 事業契約書」に基づいて指定管理者により運営されるものであり、かつ当該指定管理者による運営後においては福岡市によりその運営が継続されるものであることを理解するものとし、また指定管理者が作成した本施設またはWebツールの利用者等（会員を含みます）の住所、氏名等個人情報を含むデータベースの利用権が市に譲渡されるものであることを承諾するものとします。

3 指定管理者は、個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。

- ・ログインが必要なサービスで、同じ会員からのアクセスかどうかを確認する場合。
- ・セキュリティを確保するため、一定の時間が経過した会員に対して会員IDやパスワードの再入力を促す場合。
- ・会員にお知らせや連絡をする場合。
- ・会員の本人確認を行う場合。
- ・会員が簡単にデータを入力できるようにするために、登録されている情報を入力画面に表示する場合。
- ・会員からの問い合わせに対応する場合。

4 指定管理者は、Webツールの利用に際して、該当者が識別できるように、会員IDやニックネームを、Webツールを利用している人に表示することができるものとします。

5 指定管理者は、以下の場合においても、個人情報を第三者に提供することができるものとします。

- ・裁判所から、法令に基づく開示を命じる判決もしくは命令を受けた場合、または、警察などの公的機関から、捜査権限を定める法令に基づき正式な照会を受けた場合。
- ・本施設またはWebツールの利用に関連して、会員が法令や本利用規約等に反し、第三者または指定管理者の権利、財産、サービス等を保護するために必要と認められる場合であって、会員本人の同意を得ることが困難な場合。
- ・人の生命、身体および財産などに対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難な場合。
- ・その他、個人情報保護法上許容される場合。

(広告メールの送付)

第20条 会員は、指定管理者が本施設及び本サイトに関する広告、情報を電子メールにて送信することがあることを了解するものとします。

(除名措置)

第21条 会員に本規約の1つにでも違反する行為があった場合、会員は、指定管理者によって会員登録を抹消され、かつ当該会員が保持するデータ等を削除されるとともに、将来にわたって会員の再登録を拒否されることがあることを認めるものとします。

(会員からの解約)

第22条 会員は、本施設及び本サイトの利用を解約する場合には、指定管理者に届け出るものとします。

(権利の譲渡等禁止)

第23条 会員は、本カード及びWebツールの利用に関連して有する一切の権利を第三者に譲渡、貸与または担保に供することはできないものとします。

(損害賠償)

第24条 会員は、その責めに帰すべき事由に基づき、本規約に違反した場合あるいは本施設及びWebツールの利用に関連して、指定管理者に損害を与えた場合、指定管理者より損害賠償の請求を受ける場合があることを認識するものとします。

(免責・不保証)

第25条 指定管理者の債務不履行責任については、指定管理者の故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。また、指定管理者は、会員カード、登録機器およびWebツールについて、瑕疵やバグがないことは保証しておりません。

(提供期限)

第26条 当該サービスの提供ならびにこれに準ずる規約が効力を発する期限は平成44年9月30日までとします。但し市と指定管理者の協議によっては前出期限日を変更することもあります。

(専属的合意管轄裁判所)

第27条 会員と指定管理者の間で訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第28条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(指定管理者)

第29条 本規約第1条に規定している指定管理者は、以下のとおりです。なお、指定管理者が特定の会員に対して通知または連絡が必要であると判断した場合の連絡方法は、原則として電子メールまたは郵便とします。

2 会員は、指定管理者に対して通知または連絡が必要であると判断した場合には、以下の連絡先に連絡するものとします。

〒810-0044

福岡市中央区六本松4-2-1

福岡市科学館 指定管理者

株式会社 福岡サイエンス&クリエイティブ

TEL : 092-731-2525 FAX : 092-731-2530

施行日 : 平成29年10月1日